

別表第一号 較正の方法(第四条、第十条関係)

較正は、次に掲げる方法により行う。

- 一 測定器等について、常温、常湿及び当該測定器等の定格電源電圧の条件の下で、必要に応じてシールドルームを使用する等により較正を行う。
- 二 次の表の上の欄に掲げる測定器等は、同表の下の欄に掲げる較正器を使用して較正を行う。

| 測定器等 | 較正器 |
|----------|-------------------------------|
| 周波数計 | 較正用周波数標準器 |
| スペクトル分析器 | 較正用周波数標準器 較正用標準信号発生器 |
| 電界強度測定器 | 電界強度測定器較正装置 |
| 高周波電力計 | 較正用高周波電力計 |
| 電圧電流計 | 標準電圧電流発生器 |
| 標準信号発生器 | 較正用周波数標準器 較正用受信機 高周波減衰器 |
| 周波数標準器 | 較正用周波数標準器 |